

吹田市無電柱化推進計画

令和 8年 4月

吹田市

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| はじめに..... | 1 |
| 1 無電柱化の目的 | 2 |
| (1) 防災性の向上 | 2 |
| (2) 安全で快適な歩行空間の確保 | 2 |
| (3) 良好な景観形成 | 2 |
| 2 現状と課題 | 3 |
| (1) 吹田市の現状 | 3 |
| (2) 無電柱化の課題 | 4 |
| 3 無電柱化の推進に関する基本的な方針 | 5 |
| (1) 優先的に無電柱化を推進する路線の選定基準（既設道路） | 5 |
| (2) 無電柱化法第 12 条に基づく整備（新設道路） | 6 |
| (3) 無電柱化推進計画の期間 | 6 |
| (4) 無電柱化推進計画の目標 | 6 |
| 4 無電柱化の整備手法 | 10 |
| (1) 地中化による無電柱化 | 10 |
| (2) 地中化以外による無電柱化 | 11 |
| (3) 道路占用制限 | 12 |
| 5 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 | 16 |
| (1) 低コスト手法の導入検討 | 16 |
| (2) 道路事業とあわせた同時整備 | 17 |
| (3) 地域住民の理解及び協力の促進 | 17 |
| (4) 連携の強化 | 17 |
| (5) 計画の進捗管理 | 17 |
| （参考資料 1）用語解説 | 18 |
| （参考資料 2）無電柱化の変遷（国） | 20 |

はじめに

近年、台風や地震などの自然災害の頻発化や激甚化が市民生活を脅かし、吹田市においても、大型台風による被害や上町断層帯地震・南海トラフ巨大地震の発生による被害も危惧されています。

倒木、電柱の倒壊、電線の断線等は、被災者の避難や人命救助活動、支援物資の供給を著しく阻害する可能性が高いことや、災害復旧時の障壁となるため、深刻な課題であると認識しています。さらに、電柱や電線は景観を損ない、歩行者、ベビーカー及び車いす利用者等の通行の妨げにもなっています。

国や都道府県は、平成28年（2016年）12月施行の「無電柱化の推進に関する法律」（以下「無電柱化法」という。）に基づき、無電柱化推進計画を策定しています。無電柱化法の中では、都道府県や市区町村の無電柱化推進計画の策定は努力義務となっていますが、その必要性を鑑み、本市は「吹田市無電柱化推進計画」を策定します。

また、吹田市地域防災計画では、「共通編 第2章公助 第1節 第2. 都市基盤施設の防災機能の強化 1. 道路の防災機能の強化 災害発生時における道路機能を確保するため、応急対策活動及び避難を実施する上で重要な道路の拡幅、無電柱化、不法占有物件の除去、道路の占用の禁止又は制限に努める」としています。

無電柱化に関する基本理念は、「地下空間を有効活用し未来社会のニーズに対応した、より強靱で持続可能な社会基盤を構築すること」であり、①自然災害に対する被害を最小限に抑え、市民の生命と財産を守る安全・安心な都市環境を実現する。（防災性の向上）、②高齢者や障がい者への合理的配慮が社会常識とされる昨今、誰もが安全で快適に通行できる空間を確保する。（安全で快適な歩行空間の確保）、③無電柱化による美しい街並みの創造を通じて、都市景観の価値を向上させる。（良好な景観形成）、以上の3点を基本的な方針とし、計画を推進します。特に防災性の向上については、重点課題であると考え、本計画は、新たに整備する道路に加え既設の道路（地域緊急交通路）における無電柱化についても定めるものです。

1 無電柱化の目的

(1) 防災性の向上

自然災害による電柱倒壊や電線の垂れ下がり、避難・救急活動の大きな妨げとなりますが、無電柱化することで、災害時の防災機能が向上します。



写真1-1 災害時の救援活動を妨げる電柱
(出典：国土交通省HP)

(2) 安全で快適な歩行空間の確保

歩道や路肩にある電柱は、通行者の安全で円滑な通行を妨げていますが、無電柱化することで、誰もが安全で快適に歩ける空間となります。



写真1-2 通行を妨げる電柱
(吹田市長野東 都市計画道路千里丘朝日が丘線)

(3) 良好な景観形成

電柱や上空に張り巡らされた電線は、街の景観を損ねていますが、無電柱化することで、良好な景観が形成されます。



写真1-3 景観を阻害している電柱と電線



写真1-4 電柱電線撤去後のイメージ図
(吹田市上山手町 都市計画道路佐井寺片山高浜線)

2 現状と課題

(1) 吹田市の現状

吹田市内においては、新設道路（都市計画道路）事業、市街地開発事業等に伴い電線共同溝を整備し、市が管理する道路のうち約4 kmの無電柱化が完了しています。※図2-1参照

市道以外の道路では、大阪府が十三高槻線と国道479号の電線共同溝整備を行っています。

(2) 無電柱化の課題

地中化による無電柱化をする場合は、以下の課題が挙げられます。

課題1：整備コストが高い

地中化による無電柱化は高額な整備コストを要するため、予算確保が大きな課題です。そのため、国による無電柱化支援の活用や整備手法の見直し、新技術の活用等のコスト削減を行うことが必要です。

課題2：整備事業の長期化

既設道路の地中には、ガス管、水道管、下水道管及び電線管等が埋設されているため、これらを移設しながら、新たな管路の埋設スペースを確保するには多大な時間を要します。さらに、これら埋設物の管理者との調整にも時間を要し工事の長期化が課題となっています。

課題3：整備対象路線の沿線住民の理解

無電柱化によって、電柱が撤去され電線は地中に埋設されます。その際、新たに地上機器と呼ばれる変圧機を歩道等に設置する必要があります。地上機器の設置場所については、沿線住民の理解を得る必要があります、その決定に時間を要することがあります。

また、前述した課題である高コストや工事の長期化については、沿線住民や道路を利用する方々にも広く理解を得る必要があります。

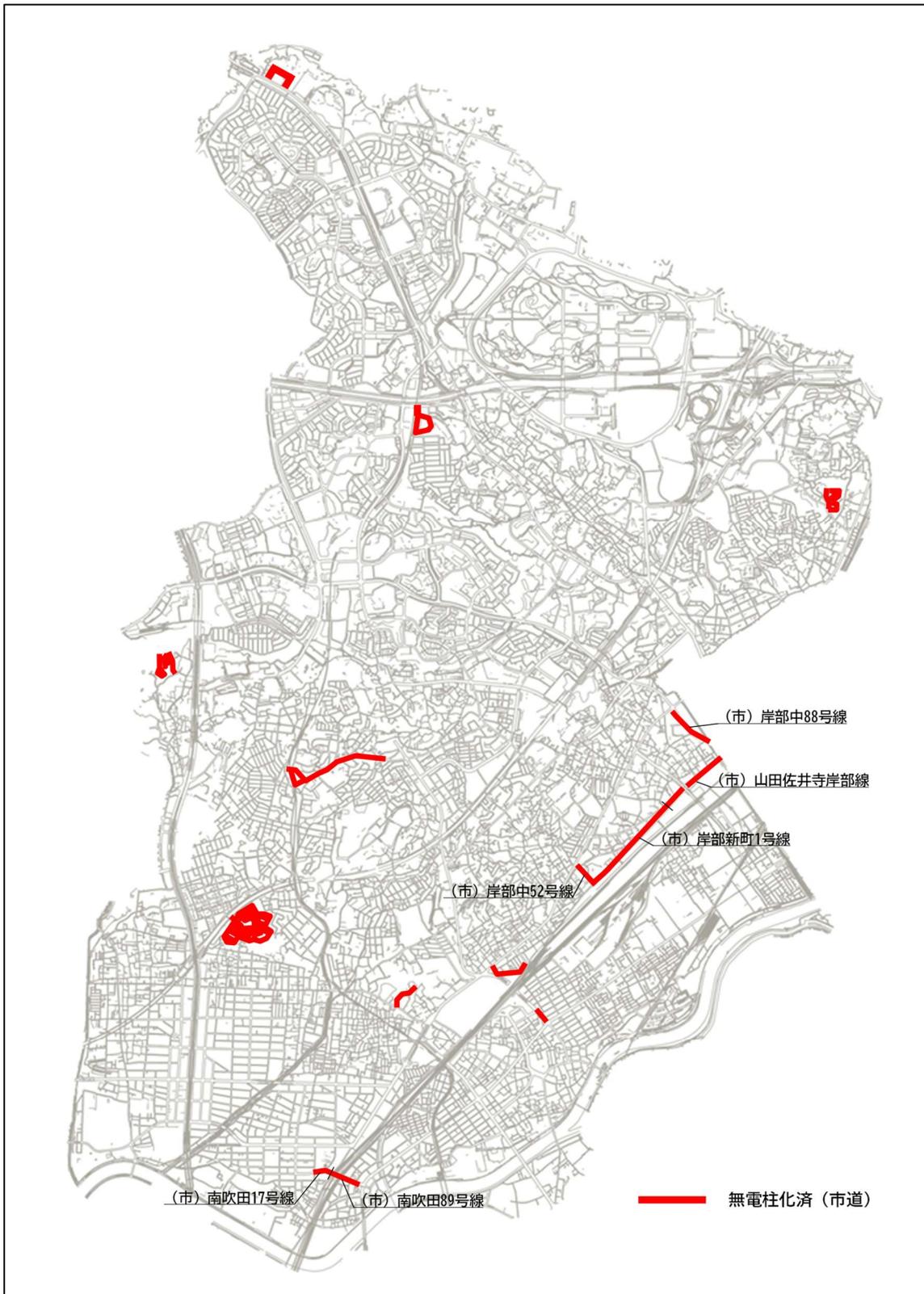


図2-1 吹田市内の無電柱化整備状況 (令和7年(2025年)12月時点)

3 無電柱化の推進に関する基本的な方針

無電柱化に関する基本方針は、①防災性の向上、②安全で快適な歩行空間の確保、③良好な景観形成の3点であり、特に防災性の向上については、重点課題と考え、計画を推進します。

(1) 優先的に無電柱化を推進する路線の選定基準（既設道路）

無電柱化を効率的に推進する必要があるため、無電柱化する路線の選定基準を以下のとおりとします。

防災性の向上

災害時の救急活動、物資輸送を円滑に進めるには、被災地と防災拠点等を結ぶ路線を選定することが重要です。そのため本計画では、地域緊急交通路を選定の対象とします。 ※図3-1参照

| 路線名（市道名） | | |
|-----------|----------|------------|
| ①千里北公園古江線 | ⑦内本町東御旅線 | ⑬南吹田17号線 |
| ②山田佐井寺岸部線 | ⑧東御旅町7号線 | ⑭金田大吹橋線 |
| ③五月が丘中央線 | ⑨桃山台41号線 | ⑮岸部中88号線 |
| ④山田南9号線 | ⑩岸部新町1号線 | ⑯朝日が丘片山線 |
| ⑤片山高浜線 | ⑪岸部中52号線 | ⑰千里山東朝日が丘線 |
| ⑥岸部中内本町線 | ⑫南吹田89号線 | |

表3-1 地域緊急交通路 路線一覧（市道）

良好な景観形成

吹田市は、計画的に市街化された北部地域と古くからの街並が残る南部地域で構成されており、起伏に富んだ地形が特徴です。無電柱化によって景観がより向上することが期待される本市の景観の骨格となる主要な幹線道路沿道についても考慮します。



写真3-1 現況



写真3-2 無電柱化後イメージ図

（吹田市朝日が丘町 市道朝日が丘片山線）

安全で快適な通行空間の確保

高齢者や障がい者等、不特定多数の人々が利用する福祉施設の周辺では、安全で円滑な通行を確保することがより重要であり、吹田市バリアフリー基本構想（令和6年（2024年）3月改訂）に基づき、バリアフリー重点整備地区内の生活関連経路についても考慮します。

（2）無電柱化法第12条に基づく整備（新設道路）

新設の都市計画道路、市街地開発事業及びこれらに類する事業においては、道路整備と無電柱化を一体的に実施することで、防災、交通安全及び景観の向上を図り、既設道路での無電柱化より費用を抑えることが期待できるため、無電柱化を積極的に検討することを基本とし、路線を選定します。

（3）無電柱化推進計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とし、10年後に社会情勢等を踏まえ計画の見直しや新たな路線の検討を行います。

また、計画期間中は、国や大阪府の無電柱化推進計画の見直し、本市の関連計画や事業の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

（4）無電柱化推進計画の目標

計画期間内に、現在事業中の路線を含む4路線、整備延長約5.8kmの電線共同溝整備による無電柱化を目指します。

目標年度については、社会情勢や事業の進捗状況を踏まえ必要に応じて見直します。※図3-2参照

| 記号 | 路線名 | 整備延長（予定） | | 箇所名 | | 進捗状況 | 目標年次 | 備考 |
|----|-----------------|----------|--------|-----------------|--------------------|------|--------------------|-------------------------|
| | | 上下別 | 延長 | 起点地名 (交差点名等) | 終点地名 (交差点名等) | | | |
| A | 都市計画道路 佐井寺片山高浜線 | 上下 | 約2.0km | 千里山西6丁目63 | 千里山松が丘2 | 事業中 | 令和12年度 (2030年度) | 佐井寺西土地区画整理事業に併せて新設道路の整備 |
| B | 都市計画道路 豊中岸部線 | 上下 | 約1.8km | 千里山西6丁目56 | 佐井寺4丁目27 | 事業中 | 令和12年度 (2030年度) | 佐井寺西土地区画整理事業に併せて新設道路の整備 |
| C | 都市計画道路 千里丘朝日が丘線 | 上下 | 約0.2km | 千里丘2丁目 | 長野東1 | 事業中 | 令和12年度 (2030年度) | 都市計画道路の事業に併せて新設道路の整備 |
| D | 都市計画道路 佐井寺片山高浜線 | 上下 | 約1.8km | 千里山松が丘2 | 朝日が丘町50 | 計画中 | 令和14年度 (2032年度) | 既設道路の整備 (道路拡幅なし) |
| E | 都市計画道路 佐井寺片山高浜線 | 上下 | 約2.4km | 朝日が丘町50 | 片山町2丁目1 (片山町2東) | 計画中 | 令和19年度 (2037年度) | 既設道路の整備 (道路拡幅なしの予定) |

表3-2 無電柱化対象道路一覧表

対象道路の考え方

A 都市計画道路 佐井寺片山高浜線(千里山西6丁目～千里山松が丘)

佐井寺片山高浜線は、広域緊急交通路である府道大阪高槻京都線と地域緊急交通路である府道府道豊中摂津線、府道十三高槻線と接続する路線であり、特にこの区間は、千里山・佐井寺地域の南北軸となる幹線道路です。

佐井寺西土地区画整理事業の事業区域内における都市計画道路に併せて、電線共同溝を整備し無電柱化することで、広域的な防災機能の強化を図ります。

B 都市計画道路 豊中岸部線(千里山西6丁目～佐井寺4丁目)

豊中岸部線は、広域緊急交通路である国道423号(新御堂筋線)、府道大阪高槻京都線、地域緊急交通路である府道十三高槻線と接続する路線です。

佐井寺西土地区画整理事業の事業区域内における都市計画道路整備に併せて、電線共同溝を整備し無電柱化することで、広域的な防災機能の強化を図ります。

C 都市計画道路 千里丘朝日が丘線(千里丘2丁目～長野東)

千里丘地域と朝日が丘町地域を結ぶ千里丘朝日が丘線は、交通量の多い広域幹線道路である府道大阪高槻京都線の混雑緩和に資する重要な路線です。千里丘工区における同道路事業による歩道整備と併せて電線共同溝を整備し無電柱化することで、通行空間の安全性と快適性の向上を図ります。

D・E 都市計画路 佐井寺片山高浜線(市道名：千里山松が丘15号線、千里山東朝日が丘線、朝日が丘片山線)(千里山松が丘～片山町2丁目)

佐井寺片山高浜線の内、現在事業中の佐井寺西土地区画整理事業の南側に位置する既設道路を無電柱化することで、広域緊急交通路である国道423号(新御堂筋線)と府道大阪高槻京都線を結ぶ災害時のネットワークが構築され、吹田市内の南北を結び広域的な防災機能の強化を図ります。

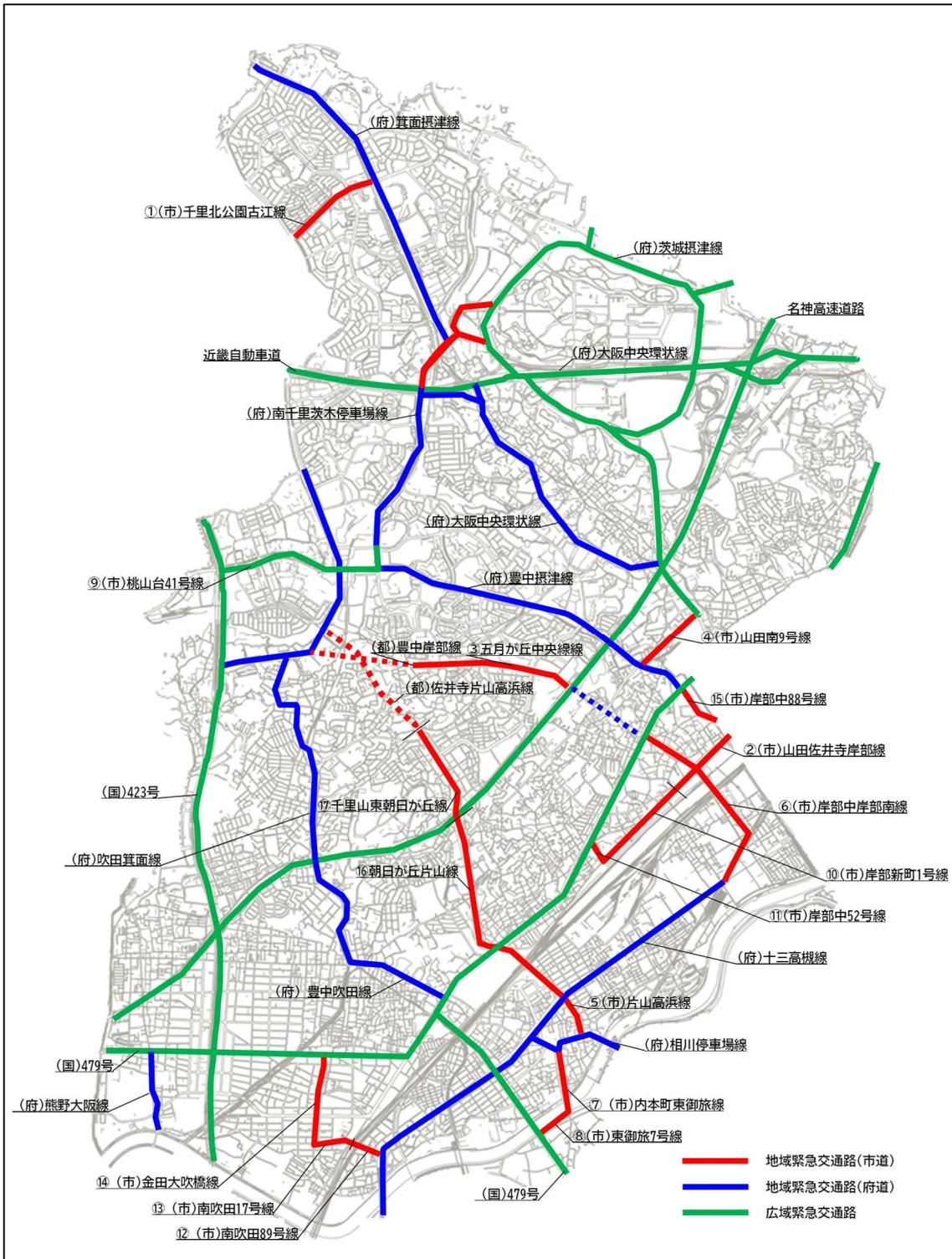


図3-1 吹田市内の緊急交通路(令和7年(2025年)3月時点)



図3-2 吹田市内の道路の無電柱化計画路線（令和7年（2025年）12月時点）

4 無電柱化の整備手法

無電柱化の整備手法は、「地中化による無電柱化」と「地中化以外による無電柱化」の大きく2種類に分けられます。「地中化による無電柱化」においては、電線共同溝方式が主流です。平成7年（1995年）の「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」施行以降、吹田市でも主要な無電柱化方式として採用しています。しかし、電線共同溝方式は、高額な整備コストや地上機器設置スペース、管路埋設スペースの確保等が困難といった課題もあるため、以下に示す様々な手法を検討し、効率的な無電柱化を推進していきます。

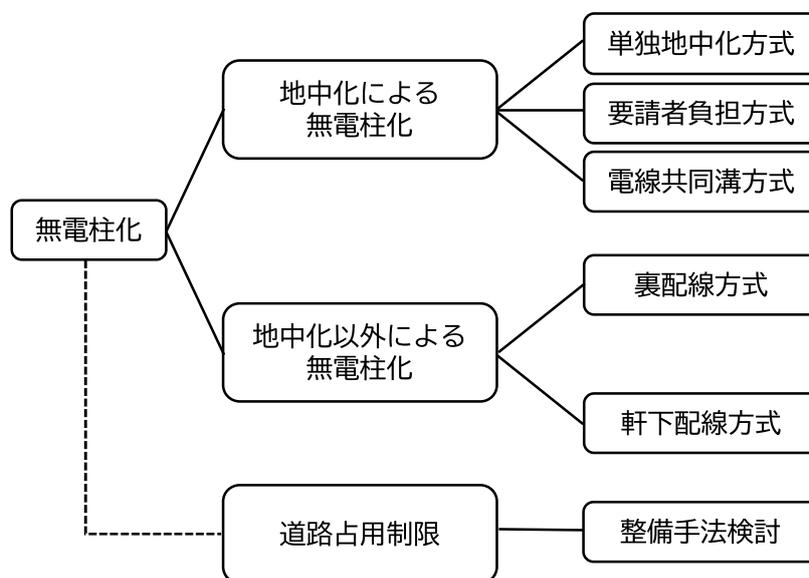


図4-1 無電柱化の整備手法

(1) 地中化による無電柱化

単独地中化方式

各電線管理者が自らの費用で管路設備を地中に敷設し無電柱化する方式で、道路占用物件として、管理は各電線管理者が行います。

要請者負担方式

各地方の無電柱化協議会で優先度が低いとされた箇所において無電柱化を実施する方式で、原則として費用を全額要請者が負担します。要請者とは、地域住民や土地の管理者又は事業を行う開発事業者等、無電柱化によって利益を得る可能性のある個人や団体を指します。

電線共同溝方式

道路の地下空間を活用して、電線をまとめて収容する標準的な無電柱化の方式です。「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」（平成7年（1995年）8月）に基づき、道路管理者が電線共同溝等の管路設備を整備し、電線管理者がケーブルの入線、民地内の引込設備及び地上機器の設置をします。管路等は、道路付属物に位置付けられ、電線管理者が管路設備に対して占用申請をして入線します。

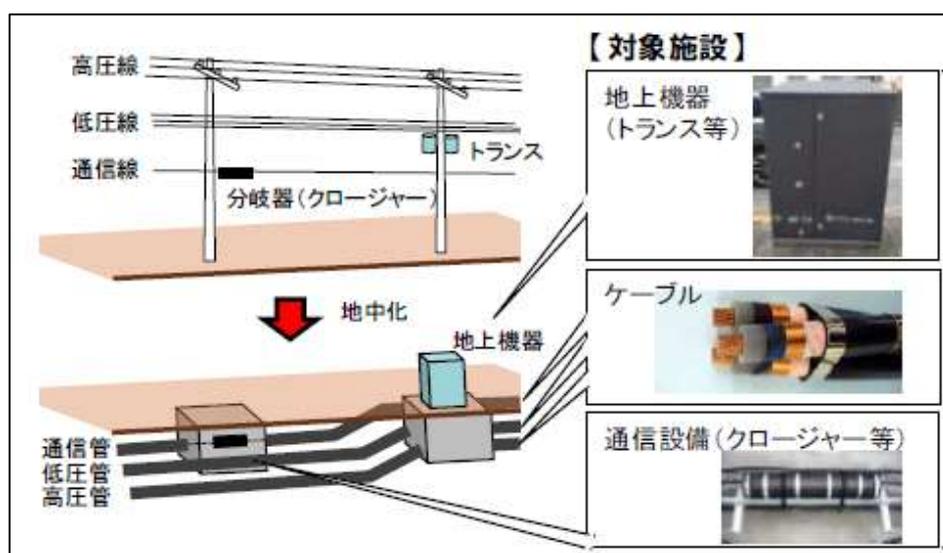


図4-2 電線共同溝イメージ図（出典：国土交通省HP）

(2) 地中化以外による無電柱化

裏配線方式

主要道路の無電柱化を目的とした、裏通りへ電線の移設と裏通りからの需要家への引込みによる方式です。

軒下配線方式

無電柱化したい道路の脇道に電柱を配置し、各戸へ電線を引込み、沿道家屋の軒下や壁面に沿わせて設置する方式です。

(3) 道路占用制限

防災上重要な道路等では、「道路法第37条」及び「無電柱化法第11条」に基づき、原則として新たな電柱の設置が禁止又は制限されています。

吹田市では、市管理道路のうち地域緊急交通路について、令和5年（2023年）9月25日から新たに設置する電柱に対して占用制限を実施しています。実施路線は、以下のとおりです。

| | |
|-----------------------------------|---|
| <p>路線名及び占用を制限する区域 ※図4-3参照</p> | <p>①千里北公園古江線 吹田市古江台3丁目15番地先から吹田市古江台4丁目2番地先まで</p> <p>②山田佐井寺岸部線 吹田市岸部中5丁目15番地先から吹田市岸部中5丁目13番地先まで</p> <p>③五月が丘中央線 吹田市五月が丘西1番地先から吹田市五月が丘東4番地先まで</p> <p>④山田南9号線 吹田市山田南29番地先から吹田市岸部北5丁目19番地先まで</p> <p>⑤片山高浜線 吹田市片山町1丁目3番地先から吹田市南高浜町17番地先まで</p> <p>⑥岸部中内本町線 吹田市岸部中4丁目1番地先から吹田市岸部南2丁目44番地先まで</p> <p>⑦内本町東御旅線 吹田市南高浜町1番地先から吹田市東御旅町4番地先まで</p> <p>⑧東御旅町7号線 吹田市東御旅町4番地先から吹田市東御旅町1番地先まで</p> <p>⑨桃山台41号線 吹田市桃山台1丁目1番地先から吹田市桃山台2丁目9番地先まで</p> <p>⑩岸部新町1号線 吹田市岸部新町5番地先から吹田市岸部新町2番地先まで</p> <p>⑪岸部中52号線 吹田市岸部中1丁目12番地先から吹田市岸部中1丁目7番地先まで</p> <p>⑫南吹田89号線 吹田市南吹田3丁目2番地先から吹田市南吹田1丁目17番地先まで</p> <p>⑬南吹田17号線 吹田市南吹田3丁目2番地先から吹田市南吹田3丁目7番地先まで</p> <p>⑭金田大吹橋線 吹田市南金田2丁目1番地先から吹田市南吹田3丁目7番地先まで</p> <p>⑮岸部中88号線 吹田市岸部中5丁目2番地先から吹田市岸部中5丁目16番地先まで</p> <p>⑯朝日が丘片山線 吹田市朝日が丘町50番地先から吹田市片山町2丁目1番地先まで</p> <p>⑰千里山東朝日が丘線 吹田市佐井寺南が丘8番地先から吹田市朝日が丘町50番地先まで</p> |
|-----------------------------------|---|

表4-1 市道新設電柱占用制限路線一覧表（令和7年（2025年）12月時点）

府管理道路のうち吹田市内の広域緊急交通路等占用制限を実施している路線は、以下のとおりです。

| | |
|-----------------------------------|---|
| <p>路線名及び占用を制限する区域 ※図4-3参照</p> | <p>⑱国道 479 号 豊中市服部南町四丁目から吹田市西御旅町まで</p> <p>⑲茨木摂津線 茨木市南春日丘七丁目から吹田市山田東四丁目を経て山田丘まで</p> <p>⑳大阪高槻京都線 吹田市泉町二丁目から茨木市上穂積四丁目まで</p> <p>㉑南千里茨木停車場線 吹田市津雲台一丁目 吹田市千里万博公園 吹田市津雲台五丁目から千里万博公園まで 吹田市津雲台一丁目から津雲台五丁目まで 吹田市山田北から千里万博公園まで</p> <p>㉒熊野大阪線 吹田市江の木町から大阪市淀川区十八条一丁目（榎木橋）まで</p> <p>㉓豊中摂津線 吹田市竹見台一丁目から高野台一丁目まで 吹田市高野台一丁目から佐竹台五丁目まで 吹田市千里山西六丁目から春日四丁目まで 吹田市津雲台一丁目から高野台一丁目まで 吹田市佐竹台五丁目から岸部北五丁目まで</p> <p>㉔大阪中央環状線 吹田市山田西四丁目 吹田市山田東四丁目から山田東二丁目まで 吹田市山田西四丁目から山田東四丁目まで 吹田市山田東二丁目から山田東一丁目まで</p> <p>㉕箕面摂津線 吹田市藤白台五丁目から千里万博公園まで 吹田市山田東四丁目 吹田市藤白台五丁目</p> <p>㉖山田上小野原線 千里万博公園</p> |
|-----------------------------------|---|

| | |
|--|--|
| <p>路線名及び占用を 制限する区域 ※図4-3参照</p> | <p>㉗吹田箕面線 垂水町一丁目から円山町まで 千里山竹園二丁目から竹見台二丁目まで 垂水町一丁目から千里山竹園二丁目まで 竹見台二丁目</p> <p>㉘豊中吹田線 吹田市垂水町一丁目から出口町まで 吹田市垂水町二丁目から垂水町一丁目まで</p> <p>㉙十三高槻線 吹田市南吹田二丁目から南吹田一丁目まで 吹田市南清和園町から元町まで 吹田市昭和町から摂津市三島三丁目まで</p> <p>㉚相川停車場線 吹田市南高浜町から内本町三丁目まで</p> |
|--|--|

表4-2 府道新設電柱占用制限路線一覧表（令和7年（2025年）12月時点）

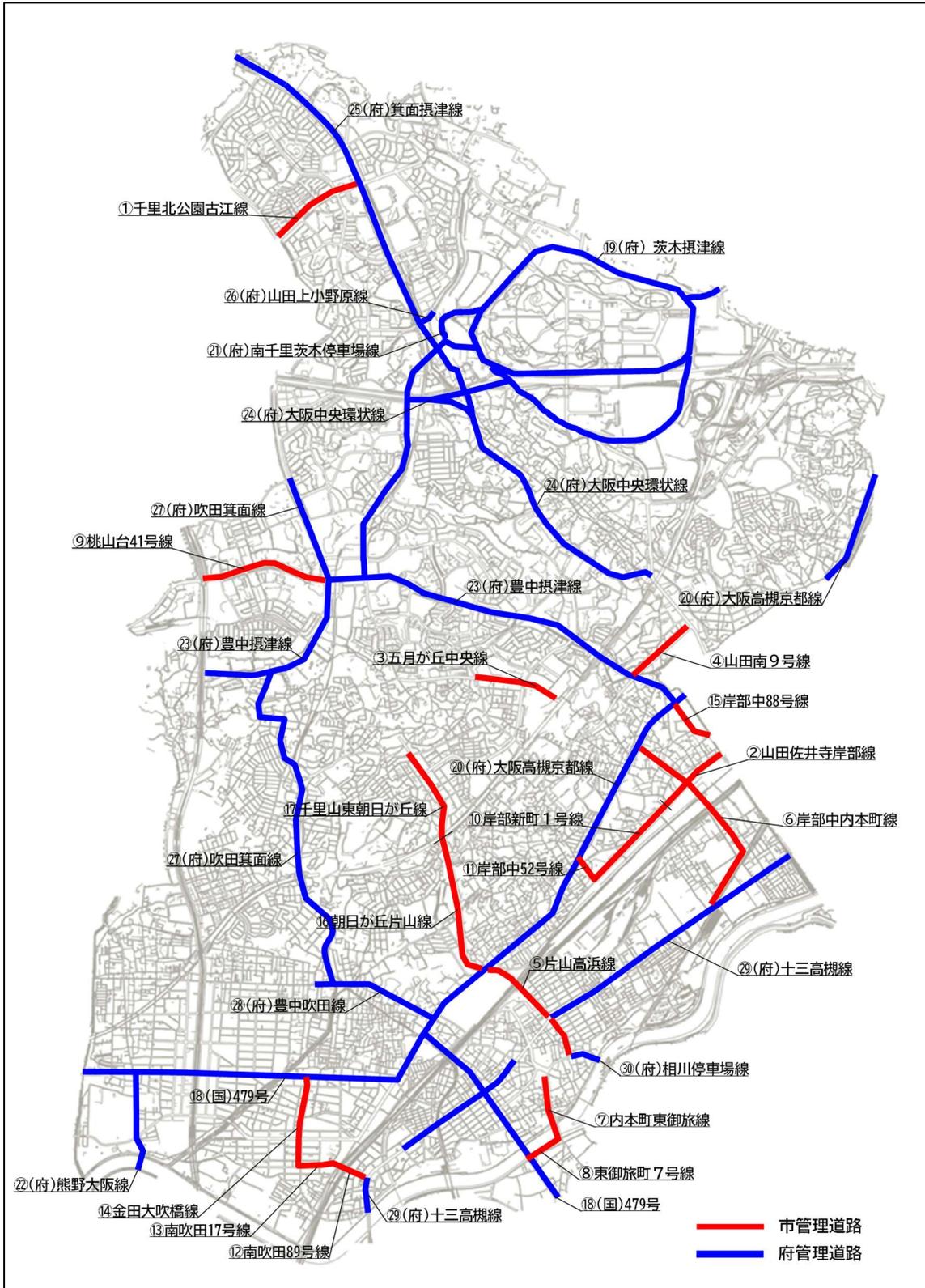


図4-3 吹田市内の新設電柱占用制限路線位置図（令和7年（2025年）3月時点）

5 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 低コスト手法の導入検討

予算や埋設空間の制約に対応するため、国土交通省作成の「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き」（平成29年（2017年）3月）で示された浅層埋設や小型ボックス活用埋設、直接埋設、角型多条電線管といった低コストの管路埋設手法について、活用の可能性を検討します。

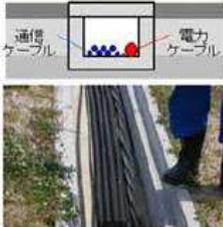
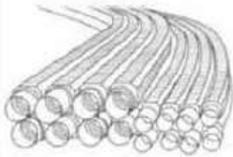
| 管路の浅層埋設 | 小型ボックス活用埋設 | 直接埋設 | 角型多条電線管(FEP) |
|---|---|--|---|
|  |  |  |  |
| 現行よりも浅い位置に埋設 | 小型化したボックス内にケーブルを埋設 | ケーブルを地中に直接埋設 | FEP管を地中に埋設 |

図5-1 低コスト手法の種類（出典：国土交通省HP）

既存の管路やマンホール等の既存設備を電線管理者が所有している場合は、協議の上、既存設備を活用することで整備費用を削減します。

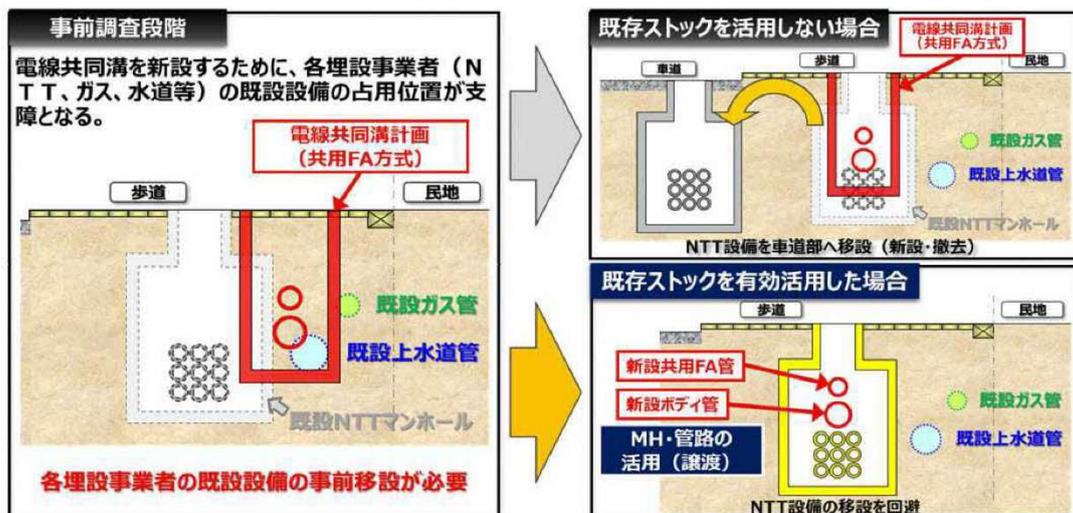


図5-2 既存ストック活用（マンホール）イメージ
（出典：無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド（案））

(2) 道路事業（新設道路）と併せた同時整備

道路事業と併せて電線共同溝を整備することで、掘削工事費用の削減と効率的な無電柱化を図ります。

また、開通時点での需要がなくても、将来的な需要を見込んだ共同溝の整備を道路事業と同時に行うよう検討します。

(3) 沿線住民の理解及び協力の促進

無電柱化実施箇所における課題解消に向けて、沿線住民の方々と協議し、理解と協力を得ることで、整備手法や地上機器の設置場所等について、円滑に合意形成を図ります。

また、事業着手の際には、お知らせ等を配布し広く周知を行い、丁寧に対応しながら事業を実施していきます。

(4) 連携の強化

道路管理者、交通管理者及び電線管理者等からなる大阪府無電柱化地方部会にて、無電柱化の対象路線や手法、事業実施時期等を協議し合意形成を図ることで事業の円滑化に努めます。

(5) 計画の進捗管理

事業実施状況を定期的にモニタリングし、適切な進捗管理を行います。

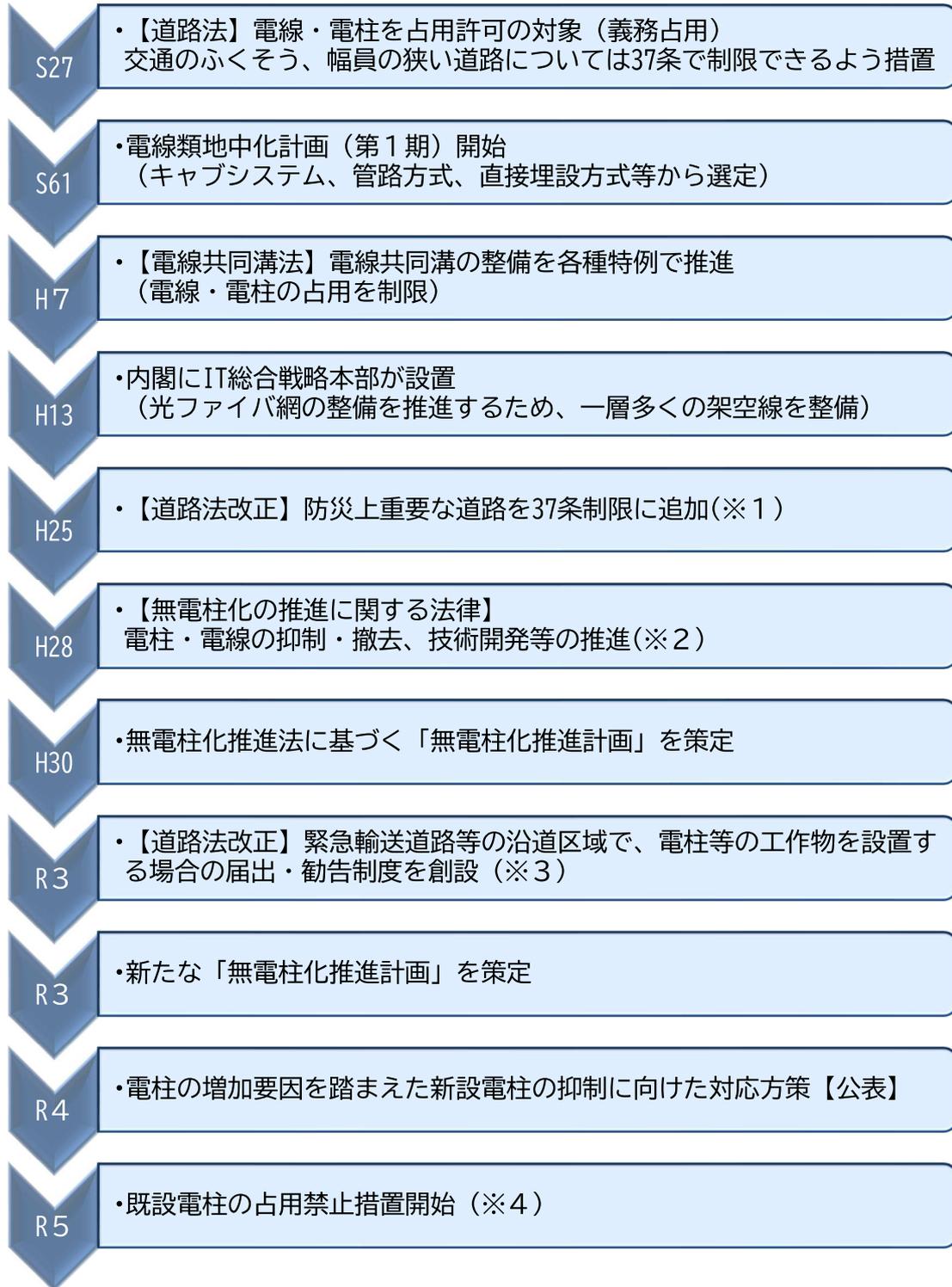
また、国や大阪府の無電柱化推進計画との整合性等を踏まえ必要に応じて、適宜計画の見直しを行います。

(参考資料1) 用語解説

| 用語 | 説明 |
|-------------|--|
| 大阪府無電柱化地方部会 | 大阪府において、道路管理者、交通管理者、電気事業者、通信事業者、有線放送事業者等から構成される部会であり、無電柱化推進のための各種調整を行っている。(無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用) |
| 角型多条電線管 | FEP管に電力ケーブルと通信ケーブルを埋設する手法。 |
| 共用FA方式 | 通信・放送系のケーブル類を事業者供用のフリーアクセス管とボディ管に集約させた方式。フリーアクセス管には引込ケーブルを、ボディ管にはさや管に挿入された幹線ケーブルを収容している。 |
| 広域緊急交通路 | 大阪府が、交通管理者及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動(救助・救急、医療、消火、緊急物資の供給)を迅速かつ的確に実施するため選定する道路。(大阪府地域防災計画より引用) |
| 小型ボックス活用埋設 | 電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準の改訂(平成28年(2016年)9月施行)を受け、小型化したボックス内に電力ケーブルと通信ケーブルを埋設する手法。 (無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用) |
| 市街地開発事業 | 一定のエリアを区切って、そのエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行うもの。 |
| 吹田市地域防災計画 | 災害対策基本法(昭和36年(1961年)法律第223号)第42条(市町村地域防災計画)及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年(2002年)法律第92号)第5条(推進計画)の規定に基づき、吹田市の地域に係る防災に関し、吹田市、大阪府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他の機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることによって、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画。(吹田市地域防災計画より引用) |
| 浅層埋設 | 管路を従来よりも浅い位置に埋設する手法。 |

| 用語 | 説明 |
|------------|---|
| 地上機器 | 無電柱化した際、地上部に設置される機器の総称。多回路開閉器や変圧器(トランス)、低圧分岐装置等。(無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用) |
| 電線管理者 | 電力会社やNTT等の電力線、通信線を所有し管理している企業者等のこと。 |
| 道路管理者 | 道路法の規定により道路の維持・管理・建設・廃止等を行う管理者のこと。本計画での道路管理者は、府道は大阪府の長、市道は吹田市の長を指す。 |
| 都市計画道路 | 都市計画法に基づき、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するために計画決定された道路。 |
| 土地区画整理事業 | 土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。 |
| バリアフリー基本構想 | 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、単独又は共同して、当該市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区(重点整備地区)について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想。(国土交通省HPより引用) |
| 無電柱化 | 道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝等の整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線等により道路から電柱を無くすこと。 |
| 無電柱化法 | 無電柱化の推進に関する法律。(平成二十八年十二月十六日法律第百十二号) |
| FEP管 | Flexible Electrec Pipeの略で、地中埋設用の保護管のこと。 |

(参考資料2) 無電柱化の変遷 (国)



(※1) 道路法改正(平成25年(2013年)9月2日改正)

道路の占用の禁止又は制限区域等

第三十七条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路(第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。)の占用を禁止し、又は制限することができる。

- 一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
- 二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合
- 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

(※2) 無電柱化の推進に関する法律(平成28年(2016年)12月16日)

第十一条 国及び地方公共団体は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために無電柱化が特に必要であると認められる道路について、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定による道路の占用の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

第十二条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)第二条第二項第一号に掲げる事業(道路の維持に関するものを除く。)、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

(※3) 道路法改正(令和3年(2021年)9月25日改正)

届出対象区域内における工作物の設置の届出等

第四十四条の二

道路管理者は、沿道区域(前条第二項の規定により同条第三項の規定による措置の対象となるものとして工作物が公示されたものに限る。)の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定することができる。

2 道路管理者は、前項の規定による届出対象区域の指定をしようとする場合においては、条例(指定区間内の国道にあっては、国土交通省令。以下この条において同じ。)で定めるところにより、あらかじめ、その旨及びその区域を公示しなければならない。

3 届出対象区域の区域内において、工作物(前条第二項の規定により公示されたものに限る。)の設置に関する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、条例で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他の条例で定める事項を道路管理者に届け出なければならない。

4 次に掲げる行為については、前項の規定は適用しない。

- 一 軽易な行為その他の行為で条例で定めるもの
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 国又は地方公共団体が行う行為

5 第三項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち条例で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、条例で定めるところにより、その旨を道路管理者に届け出なければならない。

6 道路管理者は、第三項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が災害が発生した場合において道路の構造に損害を及ぼすおそれ又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し場所又は設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(※4) 既設電柱の占用禁止措置開始(令和5年(2023年)6月28日)

対象とする区域

電柱による道路の占用を禁止する日として道路管理者が公示した日より前になされた、法第32条第1項若しくは第3項の規定に基づく許可又は法第35条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱(以下、「既設電柱」という。)については、2に定める法第37条第1項第3号関係のうち、無電柱化事業の事業中又は予定している区間や地域防災計画、電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間など、防災上の優先度の高い区間として、第31に定める「既設電柱占用制限導入計画」に定める区域について対象とすべきである。なお、防災・強靱化目的のための無電柱化の推進については、無電柱化推進計画(令和3年(2021年)5月25日国土交通大臣決定)において、市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間は、占有者が一者で電線共同溝方式が困難な区間を除き道路管理者が主体的に実施する。長期停電や通信障害の防止を目的とする区間、占有者が一者で電線共同溝方式が困難な区間は電線管理者が主体的に実施する。上記が重複する区間は道路管理者、電線管理者が連携して実施する。とされていることに留意することが望ましい。